

○各自治体子どもに関する条例の項目立て別比較

自治体名	川崎市	世田谷区	多治見市	奈良市	高浜市
条例の名称	川崎市子どもの権利に関する条例	世田谷区子ども条例	多治見市子どもの権利に関する条例	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	自治基本条例
当初施行日	H12.12	H13.12	H15.9	H27.4	H22.8
各自治体条例項目					
	前文	前文	前文	前文	前文
第1章	総則	総則	総則	総則	総則
第2章	人間としての大切な子どもの権利	基本となる政策	子どもの権利の普及	子どもの大切な権利	まちづくりの基本原則
第3章	家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障	子どもの人権擁護	子どもの生活の場での権利の保障	大人等の役割	まちづくりの担い手
第4章	子どもの参加	計画推進と評価	子どもの意見表明や参加	子どもにやさしいまちづくりの推進	参画と協働
第5章	相談及び救済	推進体制など	子どもの権利侵害からの救済と回復	施策の推進	地域自治
第6章	子どもの権利に関する行動計画	雑則	子どもに関する施策の推進と検証		市政運営
第7章	子どもの権利の保障状況の検証		雑則		条例の見直しと検証
第8章	雑則				
備考	全41条で構成。子どもの権利に関する条例としては、日本で初めて制定。条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し制定された。	全32条で構成。子どもの人権の尊重と確保の取り組みをより一層推進するため、第三者からなる子どもの人権擁護機関を新たに設置するため、平成25年4月改正条例施行。	全23条で構成。子ども会議やアンケートから子どもたちの思いがこめられたキーワードを抽出。これを基に子ども自身で検討するという過程で出来上がった条例。	全21条で構成。日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもたちの声を聴くことに主眼を置き制定された条例。	全24条で構成。自治に関する仕組みや制度の基本を定めた理念条例。第6条に子どものまちづくりに参加する権利を規定。

○川崎市子どもの権利に関する条例（当初施行：平成12年12月）

	前文								
第1章	総則	1条	2条	3条	4条	5条	6条	7条	8条
		目的	定義	責務	国等への要請	かわさき子どもの権利の日	広報	学習等への支援等	市民活動への支援
第2章	人間としての大切な子どもの権利	9条	10条	11条	12条	13条	14条	15条	16条
		子どもの大切な権利	安心して生きる権利	ありのままの自分でいる権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて支援を受ける権利
第3章	家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障	17条 (家庭での権利)	18条 (家庭での権利)	19条 (家庭での権利)	20条 (家庭での権利)	21条 (施設等での権利)	22条 (施設等での権利)	23条 (施設等での権利)	24条 (施設等での権利)
		親等による子どもの権利の保障	養育の支援	虐待及び体罰の禁止	虐待からの救済及びその回復	育ち・学ぶ環境の整備等	安全管理体制の整備等	虐待及び体罰の禁止等	いじめの防止等
		25条 (施設等での権利)	26条 (地域での権利)	27条 (地域での権利)	28条 (地域での権利)				
		子ども本人に関する文書等	子どもの育ちの場等としての地域	子どもの居場所	地域における子どもの活動				
第4章	子どもの参加	29条	30条	31条	32条	33条	34条		
		子どもの参加の促進	子ども会議	参加活動の拠点づくり	自治的活動の奨励	より開かれた育ち・学ぶ施設	市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見		
第5章	相談及び救済	35条							
		相談及び救済							
第6章	子どもの権利に関する行動計画	36条	37条						
		行動計画	子どもに関する施策の推進						
第7章	子どもの権利の保障状況の検証	38条	39条	40条					
		権利委員会	検証	答申に対する措置等					
第8章	雑則	41条							
		委任							

